

「臨床研究法」の施行にともなう特定臨床研究審査における

「臨床薬理学の技術専門員」受託のご案内

[臨床研究法](#)では、認定臨床研究審査委員会が審査意見業務を行う場合、技術専門員からの評価書を確認することが義務付けられています。この技術専門員とは、臨床研究を審査する認定臨床研究審査委員会からの依頼を受け、評価書を用いて、科学的観点から意見を述べる者を指します。

「臨床薬理学の技術専門員」として「毒性学、薬力学、薬物動態学等の専門的な知識を有する臨床薬理学の専門家」があります。

「臨床薬理学の技術専門員」の依頼を受託可能な「[専門医](#)」ならびに「[認定薬剤師](#)」を名簿で確認できるようになりました。技術専門員の依頼は、認定臨床研究審査委員会側が、個別に直接行ってください。

今後も技術員を受託可能な専門医ならびに認定薬剤師を、順次更新・追加していきます。

現時点で受託を了承している専門医・認定薬剤師以外に対する依頼やその他のお問い合わせは、学会事務局までご連絡ください。



一般社団法人 日本臨床薬理学会事務局

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16

学会センタービル 3F

TEL:03-3815-1761 FAX:03-3815-1762

E-mail : clinphar@jade.dti.ne.jp